

需給調整の特例について

1 需給調整の特例について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育提供区域において供給が需要を上回る場合は、需給調整（認可拒否又は認定拒否）を行うことができますが、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行を促進するために、供給過剰区域においても認可又は認定を可能とするための需給調整の特例が設けられています。

2 本市における需給調整の特例の活用

(1) 現行の取り扱い

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に受けられることを特徴の一つとしており、1号・2号・3号の枠を設けなければその特徴をいかなることができないことから、認定こども園への移行促進のための特例措置を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で1号・2号・3号すべての定員設定を認める移行枠を設けています。

保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、幼稚園及び保育園における質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、供給が需要を上回る区域においては、次の考え方に基づき認定こども園への移行を可能としています。

幼稚園から認定こども園に移行する場合	2・3号認定こどもの定員上限は、現行の受入児童数の3%まで認める。また、預かり保育による受入児童数の範囲において2号・3号定員への振替を認める。
保育園から認定こども園に移行する場合	1号認定こどもの定員上限は、2・3号認定こども定員の3%まで認める。

(2) 受給調整の特例の活用状況等

別紙1のとおり

(参考資料)

別紙2 関係法令、認定こども園の利用定員に関する国通知等

別紙3 京都市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（抜粋）

別紙4 需給調整の特例に関する他都市状況について

1 類型別施設数(令和4年4月時点)

施設類型		施設数
保育園等	民営保育園	213
	公営保育所	14
	小規模保育事業所	133
幼稚園	新制度に移行していない園	81
	新制度園（公立幼稚園除く）	4
認定こども園	幼保連携型	42
	保育園型	13
	幼稚園型	7

2 教育・保育の供給過剰区域＝事業計画上必要量がない提供区域数（全35提供区域）

	第1期計画（H27-R1）	第2期計画（R2-R6）
1号	全提供区域	全提供区域
2・3号	3区域	19区域

※ 第1期計画分は中間見直し前の内容

3 認定区分別定員数及び利用児童数の推移

	就学前児童数	定員		利用児童数				【参考】 私幼（新制度除く） 園児数（括弧内は1園 当たりの平均園児数）
		1号	2・3号	1号	3号	2号	合計	
H27	65,779	2,289	28,239	1,340	12,636	17,073	31,049	13,647（144）
H28	65,503	2,241	29,226	1,333	13,317	17,127	31,777	13,192（139）
H29	64,748	2,099	30,189	1,239	13,835	17,266	32,340	12,879（137）
H30	63,762	2,421	31,326	1,414	14,109	17,324	32,847	12,110（136）
R1	62,197	2,541	31,517	1,413	13,888	17,590	32,891	11,818（134）
R2	60,792	3,031	31,657	1,708	13,623	17,677	33,008	11,197（133）
R3	58,391	3,088	31,869	1,716	13,123	17,559	32,398	10,544（127）
R4	55,543	3,108	31,870	1,710	12,931	17,018	31,659	9,593（118）

※ 就学前児童数は減少傾向。保育所等の利用児童数についても R3 年度以降減少に転じているが、1号認定児童は増加傾向

⇒ 幼稚園の新制度への移行（R2.4：3園が新制度園に、1園がこども園に移行）による増加が主な要因

4 2号認定から1号認定へ変更した児童数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
振替数	7	12	16	57	128	200	180

保育料無償化（R元年10月～）開始以降、変更数が増加

5 認定こども園における需給調整の特例の活用状況

（1）保育所から移行した認定こども園（49施設）の1号子ども

	定員	R3年間平均 児童数	定員超過率	定員超過施 設数
合計	184	301	163.59%	23施設
平均	3	6	200.00%	

（2）幼稚園から移行した認定こども園（9施設）の2・3号子ども

	定員	R3年間平均 児童数	定員超過率	定員超過施 設数
合計	525	497	94.67%	6施設
平均	58	55	94.83%	

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条

- 8 都道府県知事は、第1項又は第3項及び第5項に基づく審査の結果、その申請が第1項又は第3項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第5項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、第1項又は第3項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項又は第3項の認定をしないことができる。
- 1 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

◎子ども・子育て支援法に基づく基本指針

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

- (ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、または当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

◎認定こども園における利用定員の適切な管理について（令和４年３月２３日 国通知）

１ 利用定員に関する基本的な考え方

（１）利用定員の適切な設定及び見直し

利用定員は、確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があります。このため、市区町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実際の利用者数の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要があります（留意事項通知第３の１（１）ア）。この点、実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合にも、適切に利用定員を見直すことが必要です。

２ 認定こども園における利用定員の考え方

（１）認定こども園の特長

認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園で継続して教育・保育を受けることをその特長の一つとしています。

（２）認定こども園における利用定員の適切な管理

認定こども園は２（１）の特長を有しますが、その場合でも、教育・保育の提供は、１に記載のとおり、法第19条第１項第１号、第２号又は第３号の区分ごとに設定された利用定員の範囲内で行われることが原則です。その上で、実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合には、１（１）のとおり、法第19条第１項各号の区分ごとに利用定員を適切に見直すことが必要です。

「実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合」としては、例えば、自らの施設に通う２号認定子ども（満３歳となる誕生日を迎えた３号認定子どもを含む。）の保護者が１号認定への変更を希望する事例が同一年度内に複数発生し、実際の利用者数に即して利用定員を見直した際に本来適用されるべき公定価格上の定員区分に変更が生じる程度に利用者数が増大することが見込まれる場合などが考えられます。

市町村においては、例えば、実際の利用者数に即して利用定員を見直した際に本来適用されるべき公定価格上の定員区分に変更が生じる程度に利用者数が増大している場合等であって、施設型給付費等の適正な執行を確保する観点から必要と認められる場合には、

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成27年12月７日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第２号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「指導監査通知」という。）別添１「特定教育・保育施設等指導指針」を参考に、当該施設に対し、利用定員の遵守や利用定員の見直し等の利用定員の適切な管理について必要な指導をすることが考えられます。

◎内閣府作成の自治体向けFAQ【第19. 1版】

4 事業計画（認定こども園移行特例）

【問】 供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員（幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員）の水準はどのように考えればよいですか。

幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定するとのことですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。

【答】 本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。

例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。

いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画（指定都市・中核市が処理することとされているものについては、指定都市・中核市計画）において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。

オ 新制度施行日（２０１５（平成２７）年４月１日）以前に認可された施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用

（ア）基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、国においては、子ども・子育て支援新制度の目的の一つとして、政策的にその普及を図っていくこととされています。

同制度では、教育・保育提供区域において供給（教育・保育施設の利用定員の総数）が需要（量の見込みから算出した整備必要量）を上回る場合は、需給調整（認可拒否又は認定拒否）を行うことができますが、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行を促進するために、供給過剰区域においても認可又は認定を可能とするための需給調整の特例が設けられています。

（イ）本市の考え方

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に受けられることを特徴の一つとしており、教育のみの児童（以下「１号」という。）・保育が必要な児童（以下「２号・３号」という。）の枠を設けなければその特徴をいかすことができないことから、認定こども園への移行促進のための特例措置を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で１号・２号・３号すべての定員設定を認める移行枠を設けます。

保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、幼稚園及び保育園における質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、供給が需要を上回る区域においては、次の考え方に基づき認定こども園への移行を図ります。

① 幼稚園から認定こども園に移行する場合

２号・３号定員について、１施設につき受入児童数の３％まで現行の受入児童数からの上乗せによる定員設定を認めることとします。

また、幼稚園は、保育が必要な２号相当の児童を預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を含む。）により一定数受け入れていることから、その受入児童数の範囲において２号・３号定員への振替を認めることとします。

ただし、面積・設備基準（２０１４（平成２６）年度末までに整備されているものに限る）から受入児童数の上乗せができない施設については、現行の受入児童数の１％まで、２号・３号定員への振替を認めることとします。

② 保育園から認定こども園に移行する場合

現行の２号・３号の受入児童数を維持したうえで、１施設につき２号・３号定員の３％まで現行の受入児童数に上乗せして１号定員を設定することを認めることとします。

ただし、面積・設備基準（２０１４（平成２６）年度末までに整備されているものに限る。）から受入児童数の上乗せができない施設については、幼児教育ニーズの範囲内において、現行の受入児童数の１％まで１号定員への振替を認めることとします。

（ウ）共通事項

２０２５（令和７）年度以降については、基盤整備の状況や幼児教育・保育ニーズの推移等を考慮しながら、１号・２号・３号の定員設定の基本的な考え方や需給調整の特例の活用について検討することとします。

（エ）地方裁量型認定こども園の取扱い

京都ならではの質の高い幼児教育・保育を目指すため、幼稚園及び保育園のどちらの認可も受けない地方裁量型認定こども園については、引き続き、事業計画上見込まないこととします。

需給調整の特例※に関する他都市状況について

※ 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合に、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とする特例制度

＜調査結果概要＞

○ 回答都市…19 指定都市／19 指定都市

○ 需給調整の特例の活用の有無

① 有：18 都市

② 無：1 都市

（幼稚園から認定こども園への移行は認めているが、
保育園からの移行は認めていない）

○ 需給調整の特例を活用している上記 18 都市のうち、定員設定ルールの有無

① 有：10 都市

② 無：8 都市

都市名	需給調整の特例（定員設定のルール）の内容
A市	新規設定する場合は、必要最低限（数名程度）
B市	＜保育所からの移行＞ 1号定員：10人以下 ＜幼稚園からの移行＞ 2・3号定員：10人以下
C市	＜保育所からの移行＞ 1号定員：原則、2号認定子ども利用定員の10％程度（各歳上限5人）まで ＜幼稚園からの移行＞ 1号定員：移行前の幼稚園の認可定員内 2号定員：幼稚園の定員の10％程度（各歳上限5人）まで 3号定員：学年進行上、支障がないように
D市	＜保育所からの移行＞ 1号定員：15人以下 ＜幼稚園からの移行＞ 2・3号定員：10人以下 （現に在籍する保育の必要な子どもの数が、10人を超える場合は、その数を上限）

E市	<保育所からの移行> 1号定員：15人以下 <幼稚園からの移行> 2号定員：預かり保育の利用実績等を参考にした適切な定員設定
F市	<保育所からの移行> 1号定員：15人以下
G市	<保育所からの移行> 1号定員：30人以下 <幼稚園からの移行> 2号定員：30人以下 3号定員（0歳児）：3人以下 3号定員（1－2歳児）：12人以下
H市	<保育所からの移行> 原則、現状の2・3号定員は維持 （ほぼ施設改修を伴わない移行のため、追加できる定員数は2割程度）
I市	圏域（市が定める教育・保育提供区域）ごとに、子ども子育て支援事業計画の「需要量（純ニーズ量）」に「需要量（純ニーズ量）の概ね50%」を加えた数を供給量の上限として設定
J市	周辺地域の保育・教育ニーズを踏まえ、協議のうえ、定員を設定